

長野県	
市区町村数	77

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属			問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有		問4-1 無			
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
					32	42	31				63					
20	201	長野市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	長野市男女共同参画推進条例	2003年3月28日	2003年4月1日		第五次長野市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
20	202	松本市	人権共生課	1	1	1	1	松本市男女共同参画推進条例	2003年6月26日	2003年6月26日		第五次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
20	203	上田市	人権共生課	1	1	1	1	上田市男女共同参画推進条例	2006年12月21日	2007年1月1日		第4次上田市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
20	204	岡谷市	地域創生推進課	1	2	1	1	岡谷市男女共同参画条例	2004年3月25日	2004年4月1日		男女共同参画おみやげプランVI	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	205	飯田市	共生・協働推進課	1	2	1	1	飯田市男女共同参画推進条例	2005年12月26日	2006年4月1日		第7次飯田市男女共同参画計画「ともに生きるいいだプラン」	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
20	206	諏訪市	地域戦略・男女共同参画課	1	1	1	1	諏訪市男女共同参画推進条例	2003年3月25日	2003年4月1日		諏訪市男女共同参画計画「男女いきいき諏訪プラン7」	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
20	207	須坂市	人権同和・男女共同参画課	1	2	1	1	須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例	2010年12月17日	2010年12月17日		第六次須坂市男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
20	208	小諸市	人権政策課	1	2	0	1	小諸市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年4月1日		男女共同参画こもろプラン7	2020年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
20	209	伊那市	文化交流課	1	2	1	1	伊那市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年3月31日		第4次伊那市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
20	210	駒ヶ根市	総務課	1	2	1	1	駒ヶ根市男女共同参画社会づくり条例	2010年12月16日	2011年4月1日		駒ヶ根市男女共同参画計画「あなたと私のいきいきプランパート6」	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
20	211	中野市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	中野市男女共同参画推進条例	2006年12月21日	2007年4月1日		第4次中野市男女共同参画計画共にいきいきなかのプラン21	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
20	212	大町市	まちづくり交流課	1	2	1	1	大町市男女共同参画推進条例	2004年3月19日	2004年4月1日		大町市第4次男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
20	213	飯山市	人権政策課	2	1	1	1	飯山市男女共同参画社会づくり条例	2007年12月25日	2008年2月1日		いいやま男女共同参画プラン21(第4次飯山市男女共同参画計画)	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
20	214	茅野市	茅野市家庭教育センター	2	2	0	1	茅野市男女共同参画基本条例	2001年3月30日	2001年3月30日		第3次茅野市男女共同参画計画	2014年4月 ~ 2024年3月	1	1	
20	215	塩尻市	社会教育スポーツ課	1	2	0	1	塩尻市男女共同参画基本条例	2000年3月24日	2000年3月24日		塩尻市男女共同参画基本計画	2016年4月 ~ 2024年3月	1	1	
20	217	佐久市	人権同和課	1	2	1	1	佐久市男女共同参画推進条例	2014年3月24日	2014年4月1日		第四次佐久市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
20	218	千曲市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	千曲市男女共同参画推進条例	2012年3月6日	2012年3月6日		第4次千曲市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	219	東御市	人権同和政策課	1	2	1	1	東御市男女共同参画推進条例	2009年12月21日	2009年12月21日		第2次東御市男女共同参画推進基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
20	220	安曇野市	人権共生課	1	2	1	1	安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例	2008年12月25日	2009年1月1日		安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
20	303	小海町	生涯学習課	2	2	0	0				0				0	0
20	304	川上村	総務課	1	2	0	0				0				0	0
20	305	南牧村	教育委員会社会教育係	2	2	0	1				2				0	0
20	306	南相木村	住民課	1	2	0	0				0				0	1
20	307	北相木村	住民福祉課	1	2	0	0				0				0	0
20	309	佐久穂町	住民税務課	1	2	0	1				2	第2次佐久穂町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
20	321	軽井沢町	軽井沢町教育委員会生涯学習課	2	2	1	1				0	軽井沢町第3次男女共同参画計画 きらめきプラン3	2019年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
20	323	御代田町	企画財政課	1	2	0	0	御代田町男女共同参画推進条例	2021年10月20日	2021年10月20日		第1次御代田町男女共同参画計画	2022年11月 ~ 2027年3月	1	1	
20	324	立科町	教育委員会 社会教育課	2	1	0	0				0	立科町男女共同参画長期プランIV	2020年4月 ~ 2024年3月	0	1	
20	349	青木村	住民福祉課	1	2	0	1				0	青木村男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	350	長和町	教育課	2	2	0	0				0	第2次長和町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2026年3月	1	1	
20	361	下諏訪町	総務課企画係	1	2	1	1	下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例	2003年12月24日	2004年4月1日		第6次下諏訪町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2025年3月	1	1	
20	362	富士見町	生涯学習課	2	2	0	0	富士見町男女共同参画社会づくり条例	2005年3月24日	2005年4月1日		第6次富士見町男女共同参画計画「すずらんVIパートナーシップふじみ」	2023年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
20	363	原村	生涯学習課	2	2	0	1				0	原村男女共同参画基本計画	2015年3月 ~ 2025年3月	0	1	
20	382	辰野町	学びの支援課	2	2	1	1	辰野町男女共同参画社会づくり条例	2006年9月15日	2006年9月15日		ほたるの里男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
20	383	箕輪町	企画振興課	1	1	1	1	箕輪町男女共同参画推進条例	2011年9月21日	2011年10月1日		第3次箕輪町男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
20	384	飯島町	飯島町教育委員会	2	2	1	1				0	飯島町男女共同参画プラン5	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
20	385	南箕輪村	地域づくり推進課	1	2	1	1				0	第5次南箕輪村男女共同参画行動計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
20	386	中川村	中川村教育委員会事務局	2	2	0	0				0	第4次中川村男女共同参画推進計画	2018年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	1	
20	388	宮田村	宮田村教育委員会	2	2	1	1				0	第3次宮田村男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
20	402	松川町	松川町教育委員会事務局生涯学習課	2	1	0	1	松川町男女共同参画推進条例	2008年4月1日	2008年4月1日		第5次松川町男女共同参画推進プラン	2020年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
20	403	高森町	総務課	1	2	1	0				0	高森町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	404	阿南町	教育委員会 社会教育係	2	2	0	1				0	あなん男女共同参画推進計画	2019年6月 ~ 2024年6月	0	1	
20	407	阿智村	協働活動推進課	1	2	1	1				0	阿智村男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
20	409	平谷村	住民課	1	2	0	0				0	平谷村男女共同参画推進計画	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
20	410	根羽村	住民課	1	2	0	0				2				0	0
20	411	下條村	総務課	1	2	0	0				0	(第6次 下條村総合計画)	2020年4月 ~ 2030年3月	0	0	
20	412	売木村	住民課	1	2	0	0				0				0	0
20	413	天龍村	健康福祉課	1	2	0	0				0	(第6次天龍村総合計画)	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	0	0	
20	414	泰阜村	教育委員会	2	2	0	0				0				0	0
20	415	喬木村	企画財政課	1	2	0	1				0	喬木村男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	0	1	
20	416	豊丘村	教育委員会	2	2	1	0				0	豊丘村男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
20	417	大鹿村	住民税務課	1	2	0	0				0	大鹿村男女共同参画プラン	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
20	422	上松町	住民福祉課	1	2	0	0				0	(第6次上松町総合計画)	2021年4月 ~ 2030年3月	0	0	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無	
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
20	423	南木曾町	もつと元気に戦略室(計画)、福祉係・教育委員会(対応窓口)	1	2	0	0				3	第3次南木曾町男女共同参画計画	2013年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
20	425	木祖村	住民福祉課	1	2	0	0				0	(木祖村健康福祉計画)	2020年4月 ~ 2025年3月	0	0	
20	429	王滝村	福祉健康課	1	2	0	0				0				0	0
20	430	大桑村	総務課 企画財政係	1	2	0	0				0				0	0
20	432	木曾町	企画財政課	1	2	1	1				0	きそまち男女共同参画第三次基本計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	446	麻績村	住民課	1	2	0	0				0	麻績村男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
20	448	生坂村	生坂村教育委員会社会教育係	2	2	0	0				0	生坂村男女共同参画推進計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
20	450	山形村	住民課	1	1	0	0				0	第4次山形村男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
20	451	朝日村	総務課 総務防災係	1	2	1	1	朝日村男女共同参画社会推進条例	2022年4月1日	2022年4月1日		第3次朝日村男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	452	筑北村	住民福祉課	1	2	0	0				0	(第3次筑北村男女共同参画推進計画)	2021年4月 ~ 2025年3月	0	0	
20	481	池田町	生涯学習課	2	2	1	1	笑顔輝く池田町男女共同参画まちづくり条例	2004年12月28日	2005年1月1日		池田町男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
20	482	松川村	松川村教育委員会 社会教育課 社会教育係	2	2	1	1	松川村男女共同参画推進条例	2005年3月10日	2005年4月1日		第4次松川村男女共同参画社会推進計画	2018年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
20	485	白馬村	総務課	1	2	0	0				0	白馬村第四次男女共同参画社会づくり計画	2023年4月1日 ~ 2033年3月31日	0	1	
20	486	小谷村	住民福祉課住民係	1	2	0	0				2				0	0
20	521	坂城町	企画政策課	1	2	0	0				0	第3次坂城町男女共同参画計画(パートナーシップさかき21)	2021年4月 ~ 2031年3月	0	1	
20	541	小布施町	企画財政課	1	2	0	1	小布施町男女共同参画社会推進条例	2001年9月20日	2001年9月20日		第四次小布施町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	543	高山村	人権推進室	1	1	0	1	高山村男女共同参画社会づくり条例	2003年3月20日	2003年3月20日		高山村男女共同参画社会づくり計画	2004年4月 ~ 2025年3月	0	1	
20	561	山ノ内町	教育委員会 人権政策室	2	2	1	1				0	第5次やまのうち男女共同参画プラン21	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	562	木島平村	生涯学習課生涯学習係	2	2	0	0				2				0	0
20	563	野沢温泉村	教育委員会事務局 生涯学習係	2	2	0	0				0				0	0
20	583	信濃町	教育委員会	2	2	0	0	男女共同参画社会推進条例	2005年6月20日	2005年7月1日		第3次信濃町男女共同参画社会推進計画	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	588	小川村	総務課	1	2	0	0				0	小川村男女共同参画基本計画	2014年4月 ~ 2024年3月	0	1	
20	590	飯綱町	飯綱町教育委員会事務局	2	2	1	1				2	第2次飯綱町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2030年3月	1	1	
20	602	栄村	民生課	1	2	0	0				0				0	0

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
			問6-1		問6-4 所在地等					単独	複合	施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			7							1	6	6	1	0	5	1	1
20	201	長野市	長野市男女共同参画センター		380-0814	長野市大字鶴賀西鶴賀町1481-1	026-237-8303	026-237-3315	https://shinanoki.org/		○		○				○
20	202	松本市	松本市女性センター	パレア松本	390-0811	長野県松本市中央1丁目18番1号	0263-39-1105	0263-37-1153	https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/6/3445.html		○	○				○	
20	202	松本市	トライあい・松本		390-0811	長野県松本市中央4-7-28	0263-35-6285	0263-35-6344	https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/6/5653.html		○	○				○	
20	203	上田市	上田市男女共同参画センター	市民プラザ・ゆう	386-0014	長野県上田市材木町1-2-2	0268-27-2988	0268-27-3123	http://www.city.ueda.nagano.jp/jinkenkyosei/kurashi/jinken/shiminplaza/index.html		○	○				○	
20	204	岡谷市															
20	205	飯田市															
20	206	諏訪市															
20	207	須坂市															
20	208	小諸市															
20	209	伊那市															
20	210	駒ヶ根市															
20	211	中野市															
20	212	大町市															
20	213	飯山市															
20	214	茅野市	家庭教育センター		391-0002	茅野市塚原1-9-16	0266-72-2101	0266-82-0237	https://www.city.chino.lg.jp/site/kids/853.html		○	○				○	
20	215	塩尻市															
20	217	佐久市															
20	218	千曲市															
20	219	東御市															
20	220	安曇野市															
20	303	小海町															
20	304	川上村															
20	305	南牧村															
20	306	南相木村															
20	307	北相木村															
20	309	佐久穂町															
20	321	軽井沢町															
20	323	御代田町															
20	324	立科町															
20	349	青木村															
20	350	長和町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																			
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体										
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営							
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他					
20	361	下諏訪町																				
20	362	富士見町																				
20	363	原村																				
20	382	辰野町																				
20	383	箕輪町																				
20	384	飯島町																				
20	385	南箕輪村																				
20	386	中川村																				
20	388	宮田村																				
20	402	松川町																				
20	403	高森町	高森町女性活躍子ども子育て拠点施設	あったかてらす	399-3101	長野県下伊那郡高森町山吹435-5	0265-35-5000	0265-35-5033	<a href="http://www.town.nagano-takamori.lg.jp/soshiki/12/xtutaka/2358.html">http://www.town.nagano-takamori.lg.jp/soshiki/12/xtutaka/2358.html</a>	○		○									○	
20	404	阿南町																				
20	407	阿智村																				
20	409	平谷村																				
20	410	根羽村																				
20	411	下條村																				
20	412	売木村																				
20	413	天龍村																				
20	414	泰阜村																				
20	415	喬木村																				
20	416	豊丘村																				
20	417	大鹿村																				
20	422	上松町																				
20	423	南木曾町																				
20	425	木祖村																				
20	429	王滝村																				
20	430	大桑村																				
20	432	木曾町																				
20	446	麻績村																				
20	448	生坂村																				
20	450	山形村																				
20	451	朝日村																				
20	452	筑北村																				
20	481	池田町																				
20	482	松川村																				
20	485	白馬村																				
20	486	小谷村																				
20	521	坂城町																				
20	541	小布施町																				
20	543	高山村																				
20	561	山ノ内町																				
20	562	木島平村																				
20	563	野沢温泉村																				
20	583	信濃町																				
20	588	小川村																				

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営			
												直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者 その他		
20	590	飯綱町	飯綱町子育て世代支援施設・飯綱町ワークセンター	みつどんのお家 (みつどんのおうち)・iワーク(アイワーク)	389-1211	長野県上水内郡飯綱町大字牟礼1987	026-217-1339	026-217-1340	<a href="https://www.town.iizuna.nagano.jp/kosodatesaite/index.html">https://www.town.iizuna.nagano.jp/kosodatesaite/index.html</a>		○	○			○		
20	602	栄村															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用(常勤)期間の定めがない職員)	用(非常勤)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			7					5	7	4	5	1	7	2	2	2	
20	201	長野市	長野市男女共同参画センター	2004年4月1日	3	0	7,462	○	○	○	○		○				
20	202	松本市	松本市女性センター	1999年4月1日	3	1	5,420	○	○	○	○	○	○	○	○	○	管理可能な公共施設への生理用品設置
20	202	松本市	トライあい・松本	1972年4月1日	1	1	9,090		○				○				
20	203	上田市	上田市男女共同参画センター	2006年10月1日	3	1	4,964	○	○	○	○		○	○	○	○	女性団体育成事業、男女共同参画推進事業者表彰等
20	204	岡谷市			0	0	0										
20	205	飯田市			0	0	0										
20	206	諏訪市			0	0	0										
20	207	須坂市			0	0	0										
20	208	小諸市			0	0	0										
20	209	伊那市			0	0	0										
20	210	駒ヶ根市			0	0	0										
20	211	中野市			0	0	0										
20	212	大町市			0	0	0										
20	213	飯山市			0	0	0										
20	214	茅野市	家庭教育センター	1995年4月1日	1	0	1,015	○	○		○		○				男女共同参画を行う任意団体のサポートに関すること
20	215	塩尻市			0	0	0										
20	217	佐久市			0	0	0										
20	218	千曲市			0	0	0										
20	219	東御市			0	0	0										
20	220	安曇野市			0	0	0										
20	303	小海町			0	0	0										
20	304	川上村			0	0	0										
20	305	南牧村			0	0	0										
20	306	南相木村			0	0	0										
20	307	北相木村			0	0	0										
20	309	佐久穂町			0	0	0										
20	321	軽井沢町			0	0	0										
20	323	御代田町			0	0	0										
20	324	立科町			0	0	0										
20	349	青木村			0	0	0										
20	350	長和町			0	0	0										
20	361	下諏訪町			0	0	0										
20	362	富士見町			0	0	0										
20	363	原村			0	0	0										
20	382	辰野町			0	0	0										
20	383	箕輪町			0	0	0										

都 道 府 県	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)																		
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業													
					用 常勤(雇用 (期間の定め がない職員)	用 非常勤(雇用 (期間の定め がある職員)		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他				
20	384	飯島町			0	0	0														
20	385	南箕輪村			0	0	0														
20	386	中川村			0	0	0														
20	388	宮田村			0	0	0														
20	402	松川町			0	0	0														
20	403	高森町	高森町女性活躍子ども子育て拠点施設	2018年5月5日	4	1	12,600	○	○	○	○		○								コワーキングスペース
20	404	阿南町			0	0	0														
20	407	阿智村			0	0	0														
20	409	平谷村			0	0	0														
20	410	根羽村			0	0	0														
20	411	下條村			0	0	0														
20	412	売木村			0	0	0														
20	413	天龍村			0	0	0														
20	414	泰阜村			0	0	0														
20	415	喬木村			0	0	0														
20	416	豊丘村			0	0	0														
20	417	大鹿村			0	0	0														
20	422	上松町			0	0	0														
20	423	南木曾町			0	0	0														
20	425	木祖村			0	0	0														
20	429	王滝村			0	0	0														
20	430	大桑村			0	0	0														
20	432	木曾町			0	0	0														
20	446	麻績村			0	0	0														
20	448	生坂村			0	0	0														
20	450	山形村			0	0	0														
20	451	朝日村			0	0	0														
20	452	筑北村			0	0	0														
20	481	池田町			0	0	0														
20	482	松川村			0	0	0														
20	485	白馬村			0	0	0														
20	486	小谷村			0	0	0														
20	521	坂城町			0	0	0														
20	541	小布施町			0	0	0														
20	543	高山村			0	0	0														
20	561	山ノ内町			0	0	0														
20	562	木島平村			0	0	0														
20	563	野沢温泉村			0	0	0														
20	583	信濃町			0	0	0														
20	588	小川村			0	0	0														
20	590	飯綱町	飯綱町子育て世代支援施設・飯綱町ワークセンター	2021年5月30日	1	7	726		○				○								・託児所 ・お仕事マッチングイベント 等
20	602	栄村			0	0	0														

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2		宣言の形態	市区長数	うち		副市区長数	うち		町村长数	うち		副町村长数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称			女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村长数	女性比率(%)		女性副町村长数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
				3		19	1	5.3	21	1	4.8	58	0	0.0	50	1	2.0	3,921	80	2.0
20	201	長野市				1	0	0.0	2	0	0.0							476	7	1.5
20	202	松本市				1	0	0.0	2	0	0.0							485	12	2.5
20	203	上田市				1	0	0.0	1	0	0.0							241	4	1.7
20	204	岡谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							21	0	0.0
20	205	飯田市				1	0	0.0	1	0	0.0							20	0	0.0
20	206	諏訪市				1	1	100.0	1	0	0.0							89	4	4.5
20	207	須坂市				1	0	0.0	1	0	0.0							69	1	1.4
20	208	小諸市				1	0	0.0	1	0	0.0							68	2	2.9
20	209	伊那市				1	0	0.0	1	0	0.0							89	1	1.1
20	210	駒ヶ根市				1	0	0.0	1	0	0.0							16	0	0.0
20	211	中野市				1	0	0.0	1	0	0.0							76	1	1.3
20	212	大町市				1	0	0.0	1	0	0.0							94	5	5.3
20	213	飯山市				1	0	0.0	1	1	100.0							107	2	1.9
20	214	茅野市				1	0	0.0	1	0	0.0							98	2	2.0
20	215	塩尻市	1994年9月16日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							66	1	1.5
20	217	佐久市				1	0	0.0	1	0	0.0							238	3	1.3
20	218	千曲市				1	0	0.0	1	0	0.0							71	1	1.4
20	219	東御市				1	0	0.0	1	0	0.0							67	0	0.0
20	220	安曇野市				1	0	0.0	1	0	0.0							83	2	2.4
20	303	小海町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
20	304	川上村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
20	305	南牧村										1	0	0.0	0	0		6	0	0.0
20	306	南相木村										1	0	0.0	0	0		10	0	0.0
20	307	北相木村										1		0.0	0			9		0.0
20	309	佐久穂町										1	0	0.0	1	0	0.0	58	0	0.0
20	321	軽井沢町										1	0	0.0	2	0	0.0	30	0	0.0
20	323	御代田町										1	0	0.0	1	1	100.0	20	0	0.0
20	324	立科町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
20	349	青木村										1	0	0.0	0	0		12	0	0.0
20	350	長和町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
20	361	下諏訪町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
20	362	富士見町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	0	0.0
20	363	原村										1	0	0.0	1	0	0.0	15	1	6.7



都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 (%)
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
20	382	辰野町									1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0	
20	383	箕輪町									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0	
20	384	飯島町									1	0	0.0	1	0	0.0	46	3	6.5	
20	385	南箕輪村	2002年9月16日	南箕輪村男女共同参画都市宣言	2						1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0	
20	386	中川村									1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0	
20	388	宮田村									1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0	
20	402	松川町									1	0	0.0	1	0	0.0	67	1	1.5	
20	403	高森町									1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0	
20	404	阿南町									1	0	0.0	1	0	0.0	60	4	6.7	
20	407	阿智村									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0	
20	409	平谷村									1	0	0.0	1	0	0.0	10	1	10.0	
20	410	根羽村									1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0	
20	411	下條村									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0	
20	412	売木村									1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0	
20	413	天龍村									1	0	0.0	1	0	0.0	38	5	13.2	
20	414	泰阜村									1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0	
20	415	喬木村									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0	
20	416	豊丘村									1	0	0.0	1	0	0.0	56	2	3.6	
20	417	大鹿村									1	0	0.0	0	0		27	4	14.8	
20	422	上松町									1	0	0.0	1	0	0.0	39	1	2.6	
20	423	南木曾町									1	0	0.0	1	0	0.0	57	1	1.8	
20	425	木祖村									1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0	
20	429	王滝村									1	0	0.0	0	0		9	0	0.0	
20	430	大桑村									1	0	0.0	1	0	0.0	44	2	4.5	
20	432	木曾町									1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0	
20	446	麻績村									1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0	
20	448	生坂村									1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0	
20	450	山形村									1	0	0.0	1	0	0.0	6		0.0	
20	451	朝日村									1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0	
20	452	筑北村									1	0	0.0	0	0		21	0	0.0	
20	481	池田町									1	0	0.0	0	0		32	0	0.0	
20	482	松川村									1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0	
20	485	白馬村									1	0	0.0	0	0		31	0	0.0	
20	486	小谷村									1	0	0.0	1	0	0.0	52	3	5.8	
20	521	坂城町									1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0	
20	541	小布施町									1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0	
20	543	高山村									1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0	
20	561	山ノ内町									1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市 区 長 数	うち 女性 市区 長 数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区 長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長 数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村 長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会 長 数	女性 比率 (%)
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
20	562	木島平村									1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0	
20	563	野沢温泉村									1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0	
20	583	信濃町									1	0	0.0	1	0	0.0	97	4	4.1	
20	588	小川村									1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0	
20	590	飯綱町	2006年2月12日	まちづくりの集い宣言決議 男女共同参画大会宣言	1						1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0	
20	602	栄村									1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0	

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他



都道府県	市区町村	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード													
			問8-1		問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他								
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性委員数				女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数							女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)				
20350	長和町								9	7	125	20	16.0	5	3	24	4	16.7	32	2	6.3	33	2	6.1	1				1		
20361	下諏訪町	40.0	2025年3月	59	47	1,664	413	24.8	12	10	144	25	17.4	5	4	21	4	19.0	30	4	13.3	31	4	12.9	1				1		
20362	富士見町	25.0	2027年3月	19	15	235	52	22.1	19	15	235	52	22.1	5	3	30	6	20.0	28	1	3.6	29	1	3.4	1				1		
20363	原村								26	24	258	76	29.5	5	2	24	4	16.7	14	0	0.0	15	0	0.0	1				1		
20382	辰野町	50.0	2026年3月	23	23	263	60	22.8	13	13	218	68	31.2	5	3	27	5	18.5	34	5	14.7	35	5	14.3	1				1		
20383	箕輪町	40~60%	2028年3月	61	39	596	167	28.0	26	23	339	96	28.3	5	3	36	6	16.7	30	8	26.7	31	8	25.8	2	2022年7月1日	2	2023年7月1日	2	2023年7月1日	
20384	飯島町	30.0	2024年3月	39	28	438	106	24.2	15	11	184	37	20.1	5	3	25	5	20.0	39	5	12.8	40	5	12.5	1				1		
20385	南箕輪村	30.0	2027年3月	21	18	285	70	24.6	21	18	285	70	24.6	6	3	51	9	17.6	21	1	4.8	22	1	4.5	2	2022年7月1日	1			1	
20386	中川村	25.0	2027年3月	29	18	249	50	20.1	24	15	219	43	19.6	5	3	30	7	23.3	19	0	0.0	20	0	0.0	1				1		
20388	宮田村	30.0	2026年3月	45	35	453	114	25.2	41	31	430	107	24.9	4	4	23	7	30.4	24	0	0.0	25	0	0.0	1				1		
20402	松川町	33.3	2024年3月	35	30	446	108	24.2	12	12	187	44	23.5	5	3	31	8	25.8	38	2	5.3	39	2	5.1	1				1		
20403	高森町	29.4	2026年3月	27	19	264	65	24.6	12	10	114	26	22.8	5	2	32	5	15.6	15	0	0.0	16	0	0.0	1				1		
20404	阿南町								7	5	85	25	29.4	5	2	34	3	8.8	18	1	5.6	19	1	5.3	1				1		
20407	阿智村	30.0	2027年3月	14	10	151	54	35.8	9	9	109	37	33.9	5	2	34	4	11.8	23	1	4.3	24	1	4.2	1				1		
20409	平谷村								9	3	51	4	7.8	5	3	21	5	23.8	9	0	0.0	10	0	0.0	1				1		
20410	根羽村								6	2	37	2	5.4	5	3	21	3	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1				1		
20411	下條村								8	6	83	26	31.3	5	3	32	4	12.5	14	1	7.1	15	1	6.7	1				1		
20412	売木村								6	4	65	9	13.8	6	2	22	3	13.6	9	0	0.0	10	0	0.0	1				1		
20413	天龍村								4	3	40	4	10.0	5	2	24	4	16.7	22	0	0.0	23	0	0.0	1				1		
20414	泰阜村								8	5	60	15	25.0	5	2	23	4	17.4	9	0	0.0	10	0	0.0	1				1		
20415	喬木村	33.3	2023年4月	14	11	164	36	22.0	8	7	95	19	20.0	5	2	29	3	10.3	21	2	9.5	22	2	9.1	2	2022年4月1日	2	2022年4月1日	2	2022年4月1日	
20416	豊丘村	25.0	2026年3月	45	39	583	108	18.5	15	14	200	35	17.5	5	2	25	4	16.0	13	2	15.4	14	2	14.3	1				1		
20417	大鹿村								13	7	121	13	10.7	5	4	22	5	22.7	21	1	4.8	22	1	4.5	1				1		
20422	上松町								22	17	289	52	18.0	5	3	22	5	22.7	28	1	3.6	29	1	3.4	1				1		
20423	南木曾町	35.0	2024年3月	13	10	186	76	40.9	13	10	186	76	40.9	5	3	28	6	21.4	18	0	0.0	19	0	0.0	1						
20425	木祖村								7	6	82	17	20.7	5	2	23	3	13.0	34	1	2.9	35	1	2.9	1				1		
20429	王滝村								7	6	54	17	31.5	5	2	22	5	22.7	14	0	0.0	15	0	0.0	1				1		
20430	大桑村								13	11	154	26	16.9	5	2	24	2	15.4	23	2	8.7	24	2	8.3	1				1		
20432	木曾町								16	12	209	38	18.2	5	3	25	4	16.0	24	0	0.0	25	0	0.0	1				1		
20446	麻績村								8	6	69	8	11.6	5	2	23	5	21.7	22	1	4.5	23	1	4.3	1				1		
20448	生坂村	22.0	2025年3月	30	19	309	68	22.0	14	11	155	51	32.9	5	2	24	4	16.7	32	4	12.5	33	4	12.1	1				1		
20450	山形村	40.0	2024年3月	22	20	229	77	33.6	22	20	229	77	33.6	4	3	25	6	24.0	19	2	10.5	20	2	10.0	1				1		
20451	朝日村	25.0	2026年3月	48	32	565	139	24.6	30	25	327	83	25.4	5	3	32	6	18.8	29	5	17.2	30	5	16.7	1				1		
20452	筑北村								9	6	85	8	9.4	5	4	41	18	43.9	16	0	0.0	17	0	0.0	1				1		
20481	池田町								9	9	139	32	23.0	5	3	25	6	24.0	27	3	11.1	28	3	10.7	1				1		
20482	松川村	40.0	2025年3月	45	38	530	179	33.8	6	6	70	29	41.4	5	5	26	8	30.8	8	1	12.5	9	1	11.1	1				1		
20485	白馬村								12	11	189	46	24.3	5	2	25	4	16.0	23	3	13.0	24	3	12.5	1				1		
20486	小谷村								9	9	91	26	28.6	5	2	25	3	12.0	18	2	11.1	19	2	10.5	1				1		
20521	坂城町								10	9	123	26	21.1	5	5	26	6	23.1	21	2	9.5	22	2	9.1	1				1		
20541	小布施町								8	8	81	20	24.7	5	3	23	6	26.1	20	2	10.0	21	2	9.5	1				1		
20543	高山村								3	3	35	7	20.0	5	3	28	6	21.4	18	1	5.6	19	1	5.3	1				1		
20561	山ノ内町	30.0	2025年3月	33	31	492	131	26.6	8	8	114	20	17.5	5	3	31	4	12.9	35	1	2.9	36	1	2.8	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	1		
20562	木島平村								10	9	89	32	36.0	2	2	15	4	26.7	0	0	0.0	0	0	0.0	1				1		
20563	野沢温泉村								10	6	110	15	13.6	5	3	19	4	21.1	19	0	0.0	20	0	0.0	1				1		
20583	信濃町								5	4	87	7	8.0	5	2	33	4	12.1	21	2	9.5	22	2	9.1	1				1		
20588	小川村								7	4	55	12	21.8	5	2	21	5	23.8	15	0	0.0	16	0	0.0	1				1		
20590	飯綱町	30.0	2030年3月	6	6	89	41	46.1	6	6	98	39	39.8	5	4	29	9	31.0	26	4	15.4	27	4	14.8	1				1		
20602	栄村								9	6	81	14	17.3	5	2	27	3	11.1	20	0	0.0	21	0	0.0	1				1		





調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県 市区町村 コード 名称	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況				問11-5															
	うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						調査 時点 コード	その他	防 災・ 局 職 員 数 理	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち 管理職 数	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	調査 時点 コード	その他																
	管理職 総数	うち 管理 職 数	女性 比 率 (%)	管理職 総数	うち 管理 職 数	女性 比 率 (%)	管理職 総数	うち 管理 職 数	女性 比 率 (%)	管理職 総数	うち 管理 職 数	女性 比 率 (%)	管理職 総数	うち 管理 職 数	女性 比 率 (%)	管理職 総数	うち 管理 職 数	女性 比 率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)											係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)										
	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち 女性 数	女性 比 率 (%)											うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち 女性 数	女性 比 率 (%)										
201	長野市	247	11	4.5	196	9	4.6	29	1	3.4	25	1	4.0	26	1	3.8	18	1	5.6	192	9	4.7	153	7	4.6	369	53	14.4	253	29	11.5	722	161	22.3	428	105	24.5	1					14	3	21.4	3	0	0.0	1	
202	松本市	159	40	25.2	138	38	27.5	18	2	11.1	14	2	14.3	7	2	28.6	7	2	28.6	134	36	26.9	117	34	29.1	241	61	25.3	179	48	26.8	168	64	38.1	122	42	34.4	1					16	0	0.0	3	0	0.0	1	
203	上田市	118	18	15.3	97	16	16.5	19	1	5.3	14	1	7.1	0	0	0.0	0	0	0.0	99	17	17.2	83	15	18.1	157	46	29.3	98	16	16.3	128	49	38.3	96	36	37.5	1					5	0	0.0	1	0	0.0	1	
204	岡谷市	51	8	15.7	34	2	5.9	13	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	38	8	21.1	25	2	8.0	56	24	42.9	21	4	19.0	112	46	41.1	48	9	18.8	1					5	0	0.0	1	0	0.0	1	
205	飯田市	99	13	13.1	72	5	6.9	21	2	9.5	17	2	11.8	0	0	0.0	0	0	0.0	78	11	14.1	55	3	5.5	88	15	17.0	69	6	8.7	250	90	36.0	111	18	16.2	1					11	0	0.0	3	0	0.0	1	
206	諏訪市	40	7	17.5	40	7	17.5	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	31	7	22.6	31	7	22.6	44	16	36.4	33	5	15.2	55	26	47.3	45	16	35.6	1					3	0	0.0	1	0	0.0	1	
207	須坂市	45	7	15.6	35	5	14.3	11	2	18.2	9	2	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	34	5	14.7	26	3	11.5	85	22	25.9	52	9	17.3	58	21	36.2	26	7	26.9	1					3	0	0.0	1	0	0.0	1	
208	小諸市	35	3	8.6	31	2	6.5	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	28	3	10.7	24	2	8.3	13	3	23.1	11	1	9.1	75	29	38.7	59	16	27.1	1					3	0	0.0	1	0	0.0	1	
209	伊那市	59	5	8.5	53	4	7.5	19	1	5.3	18	1	5.6	0	0	0.0	0	0	0.0	40	4	10.0	35	3	8.6	44	9	20.5	34	3	8.8	137	57	41.6	83	15	18.1	1					4	0	0.0	1	0	0.0	1	
210	駒ヶ根市	30	1	3.3	27	1	3.7	6	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	1	4.2	21	1	4.8	27	8	29.6	18	1	5.6	46	14	30.4	31	4	12.9	1					5	0	0.0	1	0	0.0	1	
211	中野市	37	3	8.1	37	3	8.1	9	2	22.2	9	2	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	28	1	3.6	28	1	3.6	65	18	27.7	55	7	12.7	80	42	52.5	65	27	41.5	1					3	0	0.0	1	0	0.0	1	
212	大町市	37	3	10.0	24	3	12.5	9	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	3	14.3	16	3	18.8	42	5	11.9	34	5	14.7	34	8	23.5	28	8	28.6	1					5	0	0.0	1	0	0.0	1	
213	飯山市	29	2	6.9	29	2	6.9	7	0	0.0	7	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	20	2	10.0	20	2	10.0	14	0	0.0	14	0	0.0	49	15	30.6	49	15	30.6	1					4	0	0.0	1	0	0.0	1	
214	茅野市	40	8	20.0	40	8	20.0	10	1	10.0	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	30	7	23.3	30	7	23.3	43	12	27.9	43	12	27.9	97	27	27.8	97	27	27.8	1					4	0	0.0	1	0	0.0	1	
215	塩尻市	62	12	19.4	52	6	11.5	13	1	7.7	12	1	8.3	8	1	12.5	7	1	14.3	41	10	24.4	33	4	12.1	48	16	33.3	33	5	15.2	82	42	51.2	40	11	27.5	1					6	0	0.0	1	0	0.0	1	
217	佐久市	93	12	12.9	66	7	10.6	19	1	5.3	11	0	0.0	11	0	0.0	7	0	0.0	63	11	17.5	48	7	14.6	88	38	43.2	59	12	20.3	153	93	60.8	70	25	35.7	1					11	0	0.0	2	0	0.0	1	
218	千曲市	74	13	17.6	60	5	8.3	12	0	0.0	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	62	13	21.0	48	5	10.4	0	0	0.0	0	0	0.0	100	39	39.0	79	24	30.4	1					7	1	14.3	1	0	0.0	1	
219	東御市	30	6	20.0	27	4	14.8	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	21	5	23.8	18	3	16.7	23	4	17.4	16	1	6.3	55	28	50.9	30	13	43.3	1					2	0	0.0	0	0	0.0	1	
220	安曇野市	58	9	15.5	58	9	15.5	11	1	9.1	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	47	8	17.0	47	8	17.0	53	18	34.0	53	18	34.0	118	42	35.6	118	42	35.6	1					11	1	9.1	2	0	0.0	1	
203	小海町	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	1	11.1	9	1	11.1	4	0	0.0	4	0	0.0	15	7	46.7	13	5	38.5	1					1	0	0.0	0	0	0.0	1	
204	川上村	12	0	0.0	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	0	0.0	12	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	17	6	35.3	17	6	35.3	1					4	0	0.0	1	0	0.0	1	
205	南牧村	10	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	0	0.0	10	0	0.0	18	11	61.1	10	3	30.0	11	5	45.5	7	1	14.3	1					2	0	0.0	1	0	0.0	1	
206	南相木村	7	1	14.3	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	1	14.3	7	1	14.3	1	0	0.0	1	0	0.0	8	1	12.5	7	0	0.0	1					1	0	0.0	0	0	0.0	1	
207	北相木村	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	7	2	28.6	7	2	28.6	1					1	0	0.0	0	0	0.0	1	
208	佐久穂町	12	1	8.3	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	1	8.3	12	1	8.3	20	2	10.0	15	1	6.7	26	10	38.5	14	8	57.1	1					1	0	0.0	0	0	0.0	1	
209	軽井沢町	23	1	4.3	16	1	6.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	1	4.3	16	1	6.3	41	16	39.0	29	8	27.6	42	20	47.6	30	11	36.7	1					2	0	0.0	1	0	0.0	1	
210	御代田町	12	1	8.3	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	1	8.3	11	1	9.1	13	5																							

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5																	
			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			うち一般行政職			課長補佐相当職	うち一般行政職			係長相当職	うち	女性比率(%)	調査時点コード	その他	防災・危機管理部局職員数	うち 女性数	女性比率(%)	うち管理職数		調査時点コード	その他																
			管理職総数	うち 管理職数	女性比率	管理職総数	うち 管理職数	女性比率(%)	部長長相当職	うち 女性数	女性比率(%)	部長長相当職	うち 女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち 女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち 女性数	女性比率(%)		課長相当職	うち 女性数	女性比率(%)									課長相当職	うち 女性数			女性比率(%)	課長補佐相当職	うち 女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち 女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち 女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち 女性数	女性比率(%)	うち管理職数	うち 女性数	女性比率(%)
20	583	信濃町	14	2	14.3	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	2	14.3	8	1	12.5	2	0	0.0	29	11	37.9	21	5	23.8	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1								
20	588	小川村	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0	7	0	0.0	6	0	0.0	6	0	0.0	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1								
20	590	飯綱町	20	4	20.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	4	20.0	12	3	25.0	11	2	18.2	34	6	17.6	26	4	15.4	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1											
20	602	栄村	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	17	3	17.6	17	3	17.6	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1								



調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都	市	区	府	町	村	コ	コ	ド	ド	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
											問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
											議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
												1の合計	66	0	49			4			46	46	46	46	47	44
												2の合計	5	38	17			62			10	8	11	12	19	9
												3の合計	1	16				0			0	0	0	0	0	0
												4の合計	5	12							20	22	19	18	10	21
20	201	長野市									長野市議会	1	3	1			2			1	1	1	1	1	1	1
長野市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1 この要綱は、職員の個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2 職員は、次の各号に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1)単に氏名が記載されたもので、対外的に特別な効果を生じるおそれのないもの (2)専ら組織内部で使用されるもので、容易に職員の同一性を確認できるもの (3)職員の権利義務に係るもので、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの (4)前3号に掲げるもののほか、市長が妥当であると認めるもの 2 次の各号に掲げる文書等については、旧姓を使用することはできない。 (1)職員の身分関係に係るもので、法令等に基づく事務処理等に与える影響が大きいもの (2)職員の権利義務に係るもので、法令等に基づく事務処理等に与える影響が大きいもの (3)公権力の行使に係るもの (4)前3号に掲げるもののほか、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのあるもの																										
20	202	松本市									松本市議会	1	3	1			2			1	1	1	1	1	1	1
松本市議会規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。																										
20	203	上田市									上田市議会	1	2	1			1			1	1	1	1	1	1	1
上田市職員服務規程 第17条 職員は、次に掲げる場合を除き、婚姻、養子縁組及びその他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、当該婚姻等により氏を改める直前の戸籍上の氏を、市長の承認を受けて使用することができるものとする。 (1)法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2)その他旧姓の使用により職務執行上又は事務処理上特段の支障を生じさせるおそれがあると市長が認める場合																										
上田市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。																										
上田市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬の額は、当該議員の議員報酬に、議会の会議等を欠席した日から、議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。))に応じて、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 欠席期間 支給割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の80 180日を超え365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の50 2 前項の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降、議会の会議等に出席した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。))以前6箇月以内の期間において、議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当の額は、当該議員の期末手当に、欠席期間に応じて、第3条第1項の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 2 基準日以前6箇月以内の期間において、議員報酬の支給割合が異なる場合は、支給割合の小さい方を適用する。																										
20	204	岡谷市									岡谷市議会	1	2	1			2			1	1	1	1	1	1	1
岡谷市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。																										

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)														
				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他									
20	205	飯田市	1	飯田市職員の旧姓使用の取扱いに関する訓令 第3条 職員が旧姓を使用することができるものは、次の各号のすべてに該当するものであって、おむね別表第1に掲げるものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの	飯田市議会	1	3	1	飯田市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産するため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1			
20	206	諏訪市	1	諏訪市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。 別表 1 職場での呼称 2 名札 3 名刺 4 職員名簿及び配置図 5 出勤整理簿、年次休暇届、休暇欠勤等承認願 6 旅行命令簿、復命書 7 時間該当勤務命令表、週休日の振替簿 8 職務専念義務免除申請書 9 起案文書、閲覧文書の記名又は押印 10 支出負担行為決定票及び支出命令票 11 研修申込書、研修命令書、研修報告書 12 事務引継書 13 日宿直日誌 14 庁内LAN上の氏名表記及びメールアドレスのアカウント 15 その他内部文書等で所属長等が認めるもの	諏訪市議会	1	2	1	諏訪市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	
20	207	須坂市	2		須坂市議会	1	2	1	須坂市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、災害その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	1
20	208	小諸市	2		小諸市議会	1	2	1	小諸市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産
20	209	伊那市	3	伊那市議会	1	3	1	伊那市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、自身の出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第81条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、自身の出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1	1	伊那市議会議員の議員報酬の特例に関する条例 第3条 議員に長期欠席期間が生じたときは、当該議員の議員報酬及び期末手当を減額する。 第6条 前条の規定により長期欠席期間の決定がされた場合は、その議員が支給を受けるべき議員報酬の月額をその現に超えている月の日数で除して得た額に次の各号に掲げる区分ごとのその超えている月における長期欠席期間の日数(長期欠席期間の開始日から起算して90日以内の期間の日数を除く。)を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める減額割合を乗じて得た額の合計額をその超えている月の翌月に支給する当該議員の議員報酬から減額する。 (1) 長期欠席期間の開始日から起算して180日を超えない期間 100分の20 (2) 長期欠席期間の開始日から起算して180日を超え、1年を超えない期間 100分の30 (3) 長期欠席期間の開始日から起算して1年を超える期間 100分の50 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により議員報酬から減額する額がその減額して支給すべき月における減額前の議員報酬の額を超えるときは、議員報酬から減額する額は、当該減額前の議員報酬の額とする。 3 減額した議員報酬を支給すべき月に、任期満了、辞職、失職、除名若しくは議会の解散(以下「任期満了等」という。)又は死亡を理由として議員報酬が支給されないときは、第1項の規定は、適用しない。 (期末手当の減額の方法) 第7条 6月1日若しくは12月1日(以下この条においてこれらを「基準日」という。)にそれぞれ在職する者又は基準日前1月以内に任期満了等若しくは死亡によりその職を離れた者であつて、基準日前6月の間(以下この条において「期末手当減額対象期間」という。))において長期欠席期間があつたものに支給される期末手当の額は、これらの者が受けるべき期末手当の額を期末手当減額対象期間の日数で除した額に次の各号に掲げる区分ごとのその期末手当減額対象期間における長期欠席期間の日数(長期欠席期間の開始日から起算して90日以内の期間の日数を除く。)を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める減額割合を乗じて得た額の合計額をその者が受けるべき期末手当の額から減額して得た額とする。 (1) 長期欠席期間の開始日から起算して180日を超えない期間 100分の20 (2) 長期欠席期間の開始日から起算して180日を超え、1年を超えない期間 100分の30 (3) 長期欠席期間の開始日から起算して1年を超える期間 100分の50 (端数計算) 第9条 前2条の規定により計算した減額すべき額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り上げるものとする。	1	1	1	1	1	1
20	210	駒ヶ根市	2	駒ヶ根市議会	1	3	1	駒ヶ根市議会会議規則 (会議)第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (委員会)第90条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1	2	1	1	1	1	1	1	
20	211	中野市	3	中野市議会	1	3	1	中野市議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	2	1	1	1	1	1	1	
20	212	大町市	1	大町市議会	1	2	1	大町市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第92条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1	2	1	2	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7					
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病
20	213	飯山市	4	飯山市議会	1	3	1	飯山市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
20	214	茅野市	1	茅野市議会	1	2	1	茅野市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲を基準とし、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
20	215	塩尻市	1	塩尻市議会	1	4	2	塩尻市職員旧姓使用取扱要領 (承認)第2条 職員は、市長の承認を受けて、職員間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招く恐れのないものについて旧姓を称することができる。	2		4	4	4	4	4	4
20	217	佐久市	1	佐久市議会	1	2	1	佐久市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	佐久市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議会の会議等を長期欠席した場合において、その欠席期間(議会の会議等を欠席した日から議会の会議等に出席した日の前日までの期間をいう。)が90日を超えるときは、特別職給与条例による当該議員の議員報酬の額に100分の80を乗じて得た額とする。 2 前項の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以後、議会の会議等に出席した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。	1	1	1	1	1	2
20	218	千曲市	2	千曲市議会	1	2	1	千曲市議会会議規則 第1章第1節 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
20	219	東御市	1	東御市議会	1	2	1	東御市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
20	220	安曇野市	1	安曇野市議会	1	2	1	安曇野市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
20	303	小海町	4	小海町議会	1	2	1	小海町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1



都 市 市	道 区 区	府 町 町	県 村 町	コ 村 村	ド 名 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査											
						問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)				
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
20	304	川上村	2		川上村議会	2						2	2	2	2	2	4
20	305	南牧村	2		南牧村村議会	1	2	1	南牧村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
20	306	南相木村	2		南相木村議会	1	4	2		2		2	2	2	2	2	2
20	307	北相木村	4		北相木村議会	4						4	4	4	4	4	4
20	309	佐久穂町	1		佐久穂町議会	1	2	1	佐久穂町議会会議規則 (欠席の届出)第2条(省略)第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
20	321	軽井沢町	4		軽井沢町議会	1	3	1	軽井沢町議会会議規則 <第2条第3項>前2項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会活動等を行えない場合は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、長期欠席(不在)届を議長に提出することができる。この場合において、議会活動等に復帰することとなったときは、議会活動等復帰届を議長に提出しなければならない。	2		1	1	1	1	1	1
20	323	御代田町	4		御代田町議会	1	2	1	御代田町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
20	324	立科町	4		立科町議会	1	4	2		2		1	1	1	1	1	1
20	349	青木村	2		青木村議会	1	2	1	青木村議会会議規則 <第2条第2項>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため議会に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
20	350	長和町	4		長和町議会	1	2	1	長和町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		4	4	4	4	4	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7						
				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
20	361	下諏訪町	1	<p>下諏訪町職員旧姓使用取扱要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、一般職の常勤の職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後においても、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(承認) 第2条 職員は、町長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 (旧姓を使用できる文書等) 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請) 第4条 旧姓の使用の承認を受けようとする職員(以下「申請職員」という。)は、旧姓使用申請書、(様式第1号)により、所属長を経て町長に申請しなければならない。 (承認の通知) 第5条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て申請職員に通知するものとする。 (中止の届出) 第6条 前条の規定により町長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、所属長を経て町長に届け出なければならない。 (義務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、常に町民及び職員等に混乱が生じないように努めなければならない。 (補則) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>※通称については、明記した規程がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。</p>	下諏訪町議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	1
20	362	富士見町	1	<p>富士見町職員旧姓使用取扱要綱</p> <p>第2条 職員は、任命権者の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。</p>	富士見町議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	1

都 市 区 府 町 村 名	道 区 府 町 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査							市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
20 363	原村	2	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	原村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1				
20 382	辰野町	4						辰野町議会会議規則第2条 第2条 議員は招集の当日開議定刻前に参集し、その旨を議長に届けなければならない。公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1			
20 383	箕輪町	1		箕輪町職員旧姓使用取扱要綱(平成29年9月1日告示第121号の2) 第1条 この要綱は、働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。				箕輪町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1							1	1	1	1	1	1			
20 384	飯島町	2						飯島町議会 南箕輪村議会	1	4	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4			
20 385	南箕輪村	2						中川村職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が、文書等の作成に際して引き続き改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、村長の承認を受けて、職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて旧姓を使用することができる。 (旧姓を使用できる文書等) 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、次に掲げるものとする。 (1) 職員名簿及び配置図 (2) 名札 (3) 名刺 (4) 住所簿 (5) 休暇欠勤簿 (6) 時間外勤務命令簿兼週休日の振替簿・代休指定簿 (7) 出張命令(伺)簿 (8) 復命書 (9) 事務引継書 (10) 起案文書 (11) 支出負担行為決議書及び支出命令書 (12) 前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で村長が認めるもの(旧姓使用届) 第4条 第2条の承認を受けようとする職員は、旧姓使用届を所属長及び総務課長を経て村長へ提出しなければならない。 (承認の通知) 第5条 村長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書により、速やかに当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 村長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届を所属長及び総務課長を経て村長へ提出しなければならない。 (管理) 第7条 総務課長は、旧姓使用者台帳を備え、旧姓の使用の適正な管理に努めなければならない。 (責務) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に村民、職員等に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 附則 (施行期日) 1 この訓令は、平成11年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の実施前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この訓令の施行日から起算して60日以内に、所属長を経て総務課長に第4条の旧姓使用届を提出することにより旧姓の使用の承認を受けることができる。 附則(平成23年9月13日訓令第4号) この訓令は、平成23年9月13日から施行する。	1	3	1								1	1	1	1	1	1
20 386	中川村	1						中川村議会	1	3	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1			

都 市 区 府 町 村	道 区 府 町 村	市 区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																	
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)										
コ	ロ	ド	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
20	388	宮田村	4	松川町職員旧姓使用取扱要綱	宮田村議会	1	4	2							2	4	2	2	2	2
20	402	松川町	1	2条 職員は、町長の承認を受けて、法令等に基づき身分関係を規定している文書、公権力の行使に関する文書及び公務の遂行上混乱が生じるおそれがある場合等を除き旧姓を使用することができる。	松川町議会	1	2	2							4	4	4	4	1	
20	403	高森町	4		高森町議会	1	2	1	高森町議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						1	1	1	1	1	1
20	404	阿南町	2		阿南町議会	1	4	2							2	2	2	2	2	
20	407	阿智村	2		阿智村議会	1	4	2							4	4	4	4	2	1
20	408	平谷村	4		平谷村議会	4									2	2	2	2	2	2
20	410	根羽村	4		根羽村議会	1	4	1	根羽村議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						1	1	1	1	1	1
20	411	下條村	4		下條村議会	4									4	4	4	4	4	4
20	412	赤木村	3		赤木村議会	2									4	4	4	4	2	4
20	413	天龍村	3		天龍村議会	1	4	2							4	4	4	4	4	4
20	414	桑里村	3		桑里村議会	2									4	4	4	4	2	4
20	415	喬木村	2		喬木村議会	2									4	4	2	2	2	4
20	416	豊丘村	4		豊丘村議会	4									4	4	4	4	2	4
20	417	大鹿村	4		大鹿村議会	2									2	2	2	2	2	2
20	422	上松町	2		上松町議会	1	2	1	上松町議会会議規則 第2条 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						1	1	1	1	1	1
20	423	南木曾町	4		南木曾町議会	1	2	2												
20	425	木祖村	2		木祖村議会	1	2	1	木祖村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						1	1	1	1	1	1
20	429	王滝村	2		王滝村議会	1	2	1	王滝村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						1	1	1	1	1	1
20	430	大桑村	4		大桑村議会	1	3	1	大桑村議会会議規則 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						1	1	1	1	1	4
20	432	木曾町	4		木曾町議会	1	2	1	木曾町議会会議規則 第2条2項 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						4	4	4	4	4	4
20	446	麻績村	4		麻績村議会	1	4	2							2	2	2	2	2	4



都 市 道 区 府 町 村 区 町 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																		
	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)											
コ ロ ナ イ ビ ド 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
20 448 生坂村	4		生坂村議会	1	2	1	生坂村議会会議規則 欠席の届出 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
20 450 山形村	2		山形村議会	1	2	1	(欠席の届出)第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、予め議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
20 451 朝日村	4		朝日村議会	1	2	1	朝日村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
20 452 筑北村	4		筑北村議会	4										4	4	4	4	2	4
20 481 池田町	3		池田町議会	1	3	2		2						4	4	4	4	2	1
20 482 松川村	2		松川村議会	1	4	2		2						4	4	4	4	4	4
20 485 白馬村	2		白馬村議会	1	2	1	白馬村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 第2項 前項の規程にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
20 486 小谷村	4		小谷村議会	3			坂城町議会会議規則							4	4	4	4	4	4
20 521 坂城町	1		坂城町議会	1	2	1	第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
20 541 小布施町	2		小布施町議会	1	2	1	小布施町議会会議規則 第一章第二条第二項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						2	2	2	2	2	4
20 543 高山村	4		高山村議会	1	3	1	高山村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1



調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 市 市	道 区	府 町	県 村 町	コ 村	ド 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割
						問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、当該部分の規定を記入してください。	
						1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント(等)が定められている倫理規程を設けている 2. 議員向け研修を設けている 3. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
						1	2	5			15	3	4	4		7			
						0	5	31	2	0	3								
						0	0	41			24	23	29	17		61			
						76	70				36	13	44	3		9			
														53					
20	201	長野市				4	4	1	1		1	3	3	2		1	長野市避難所運営マニュアル【風水害編】 上記マニュアルの「生活環境の改善」(1)避難所運営チームの取組から抜粋 「各避難所での生活空間の整備の取組を後押しするとともに、各避難所からの要望を取りまとめ、仮設のトイレ、シャワー、洗濯機、段ボールベッド、ファミリールーム、テレビ、机、イス等を物的支援チームと協力して調達する。 また、トイレ、シャワー、洗濯物干し場所、更衣室、授乳室等が性別に配慮されているか、人権・男女共同参画班(男女共同参画センター)による巡回、指導を依頼する		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。	
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 間・ハラスメント等)が定まっている倫理防規 す2. する・ハラスメント相対窓に口関 3. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
20	201	長野市														
20	202	松本市	4	4	3				3			1	松本市議会議員の通称等の使用に関する規定 第2条 議員は、次の各号のいずれかに該当するときは、議会において使用する氏名として、当該各号に定める通称等を使用することができる。 (1) 議員に当選した選挙において、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「公選法施行令」という。)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により通称の認定を受けたとき。当該認定を受けた通称 (2) 婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めたとき(従前の氏に復したときを含む。以下同じ。)当該改め前の戸籍上の氏名(戸籍上の氏の改めが複数あるときは、いずれかの改め前の戸籍上の氏名)	2		





都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 が あ る 倫 理 規 止	す 2 る ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 が あ る 倫 理 規 止	3 ・ そ の 他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
20	215	塩尻市	4	4	3					3		3	4		1	地域防災計画 災害対策本部組織及び事務分掌 社会教育スポーツ班 8.ふれあいプラザ利用者の避難誘導及び安全確保に関すること



都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 が あ る 倫 理 規 止	す 2 を 設 置 し て い る 議 員 向 け メ ン ト 室 に 関 す る ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 が あ る 倫 理 規 止	3 ・ そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
20	402 松川町	4	4	3					3		3	4		1	松川町地域防災計画 第2節 防災の基本方針 1 基本方針 (10) 男女共同参画の視点 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る
20	403 高森町	4	2	2					2	2	2	3		2	
20	404 阿南町	4	4	3					3		3	2		2	



都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係する規定がある倫理防規止 2. ハラスメント防止に関する議員向け研修に関する規定がある 3. その他 その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定はない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
20	407	阿智村	4	4	3			1	3	2	4		2			
20	408	平谷村	4	4	2			2	2	2	2		2			
20	410	根羽村	4	4	1		3		1	3	4		3			
20	411	下條村	4	4	3			3	3	3	4		3			
20	412	赤木村	4	4	3			3		3	4		2			
20	413	天龍村	4	4	2			2	2	2	3		2			
20	414	泰阜村	4	4	2			2	2	2	4		2			
20	415	喬木村	4	4	2			2	3	1	2		3			
20	416	豊丘村	4	4	3			3		3	4		2			
20	417	大鹿村	4	4	2			2	3	2	4		2			
20	422	上松町	4	4	3			3		3	4		2			
20	423	南大曾町	4	4	3			3		3	4		2			
20	425	本沼村	4	4	3			3		3	4		2			
20	429	王滝村	4	4	2			2	3	2	4		2			
20	430	大桑村	4	2	3					3	4		2			
20	432	木曾町	4	2	3			3		3	4		2			
20	446	麻績村	4	4	3			1	3	3	4		2			
20	448	生坂村	4	4	2			1	3	3	4		2			
20	450	山形村	4	4	2			3		2	2		2			
20	451	朝日村	4	4	3			1	3	2	4		1	朝日村避難所運営マニュアル要配慮者や男女共同参画の視点に配慮した避難所づくり		
20	452	筑北村	4	4	3			2	2	3	4		2			
20	481	池田町	4	4	3			3		3	4		3			
20	482	松川村	4	4	2			2	2	2	4		2			
20	485	白馬村	4	4	2			1	2	2	2		3			
20	486	小谷村	4	4	3			3		3	4		2			
20	521	坂城町	4	4	2			1	2	2	4		2			
20	541	小布施町	4	4	3			3		3	4		2			
20	543	高山村	4	4	3			2	2	2	4		2			
20	561	山ノ内町	4	4	2			2	2	2	2		2			
20	562	木島平村	4	4	2			2	2	2	4		2			
20	563	野沢温泉村	4	4	3			3		3	4		2			
20	583	信濃町	4	4	2			1	3	3	2		3			
20	588	小川村	4	4	2			2	2	2	4		2			
20	590	飯綱町	4	4	3			2	2	3	4		2			
20	602	栄村	4	4	2			2	2	2	4		3			